

## 契約理由書

1. 業務件名 平成30年度東九州道渓流対策検討設計業務
2. 履行場所 宮崎県宮崎市清武町今泉～日南市北郷町郷之原
3. 契約の相手方 住所：福岡市博多区博多駅東2丁目14番1号  
会社名：平成30年度東九州道渓流対策検討設計業務三井共同建設  
コンサルタント・九州工営設計共同体
4. 契約適用法令：会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第三号
5. 当該業務の目的・内容及び契約に付する理由
  - 1) 当該業務の目的  
本業務は、東九州自動車道（清武～北郷）間の道路本線に隣接する渓流において、既往資料・現地調査の結果及び道路計画を踏まえた多角的な渓流対策工法の検討・設計を行うものである。
  - 2) 業務の内容  
・渓流対策工法検討 一式      ・渓流対策工詳細設計 一式
  - 3) 契約に付する理由  
本業務の契約方式は、技術提案の公募を行い、提案のあった内容を総合的に評価し、契約の相手方を特定するプロポーザル方式である。  
参加可能業者が最低20者あることを確認の上、技術提案書の提出を公募したところ、申請期間内に電子入札システムを通じ業務説明書を29者が入手（ダウンロード）し、2者から参加表明書が提出され、2者が参加資格を有していた。  
参加資格を有する2者を技術提案書の提出者として選定し、技術提案書が提出された。  
建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領及びプロポーザル方式による建設コンサルタント等の特定手続きにより技術提案書を審査した結果、契約の相手方は、本業務を遂行するために必要な配置予定技術者の資格及び実績等、配置予定技術者の成績及び表彰、実施方針及び特定テーマに係る技術力を備えていると判断される。  
特に特定テーマの「道路に近接する渓流の土石流対策を検討・設計するための渓流評価の手法及び留意点について」に対する技術提案について、「的確性」、「実現性」について、総合的に優れた提案が行われていたものである。  
よって、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4 第三号により、上記契約の相手方業者と契約を締結するものである。

(契約理由書作成者)  
宮崎河川国道事務所 工務第三課長